

教育委員会定例会議事日程

令和4年2月4日（金）午前10時00分

- 1 会議録の承認
- 2 一般報告・その他報告事項
新型コロナウイルス感染症への対応について
- 3 審議案件
 - 教委第47号議案 「第3期横浜市スポーツ推進計画」の策定に関する意見の申出について
 - 教委第48号議案 横浜市奨学条例施行規則の一部改正について
 - 教委第49号議案 令和3年度横浜優秀教員表彰に係る被表彰者の決定について
 - 教委第50号議案 審査請求に関する教育長臨時代理について
 - 教委第51号議案 所有権移転登記手続等請求事件の訴訟上の和解に関する意見の申出について
 - 教委第52号議案 横浜市学校規模適正化等検討委員会委員の任命について
- 4 その他

令和4年2月4日

教育委員会定例会 一般報告

1 市会関係

○1/31 本会議（第1日）会期決定

2 市教委関係

(1) 主な会議等

(2) 報告事項

○新型コロナウイルス感染症への対応について

3 その他

新型コロナウイルス感染症への対応について

1 教職員・児童生徒の新型コロナウイルス感染状況

1月の中旬以降、市中の感染拡大に伴い、市立学校関係者においても感染者数が急増しています。

今回のまん延防止等重点措置適用期間において、市立学校では、学校教育活動中は原則としてマスクの着用の徹底や活動単位を学級単位とするなど、マスクを着用しても実施できるよう活動内容を工夫しているところです。

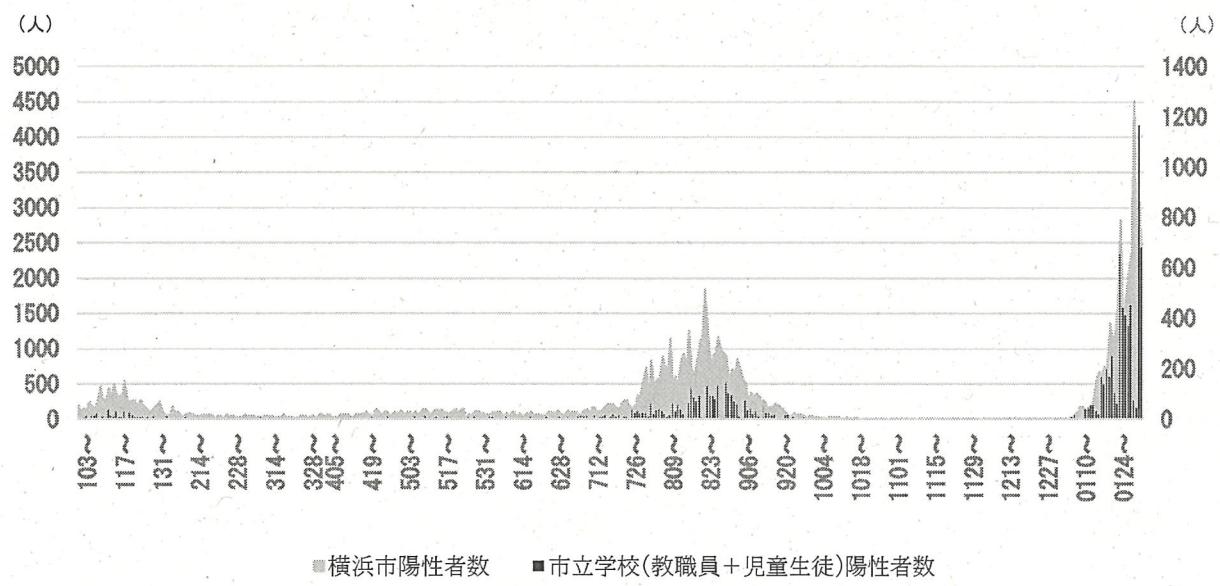
令和4年2月3日現在、市立小・中学校で臨時休業は1校、学級閉鎖(一般学級)は323学級となっています。これは、学級数に換算すると、全学級の4.44%に当たります。

学校関係者の感染者数（12月27日～2月1日の学校からの報告に基づく人数）

集計期間	教職員感染者数	児童生徒感染者数	合計
12月27日～1月2日	1	6	7
1月3日～1月9日	5	35	40
1月10日～1月16日	27	213	240
1月17日～1月23日	94	988	1,082
1月24日～1月30日	188	2,255	2,443
1月31日～2月1日	65	1,782	1,847

※教職員は判明日、児童生徒は報告日で集計しています。

横浜市内の陽性者数と市立学校陽性者数
(令和3年1月1日以降)



2 臨時休業となった学校の事例について

A小学校では、1月 24 日の週から、児童の陽性が複数判明した学級が出たことにより、学級閉鎖を複数実施しました。

その後、複数の学年での学級閉鎖が発生したため、学校全体の臨時休業を決定し、臨時休業となる前日夜に保護者に連絡しました。

学級閉鎖や臨時休業に当たっては、一人一台端末を持ち帰り、健康観察に活用するとともに、Google Meet を用いて同時双方向のやりとりをしたり、ロイロノートで学習課題を提出したりするなど、オンライン学習に取り組んでいます。

教委第47号議案

「第3期横浜市スポーツ推進計画」の策定に関する意見の申出について

「第3期横浜市スポーツ推進計画」の策定に関する意見を次のように申し出る。

令和4年2月4日提出

教育長 鯉渕 信也

提案理由

「第3期横浜市スポーツ推進計画」の策定について、スポーツ基本法第10条第2項の規定による市長からの意見聴取の依頼を受けて意見を申し出るため提案する。

案

教課程第 号
令和 年 月 日

横浜市長

横浜市教育委員会

「第3期横浜市スポーツ推進計画」の策定に関する意見

「第3期横浜市スポーツ推進計画」の策定に関して異議はありませんが、次のような視点が大切だと考えています。

- ・持続可能な社会や共生社会への移行を踏まえると、障害のある子ども等、すべての子どもが「楽しさ」や「喜び」、「自発性」に基づきスポーツを行うことが大切です。
- ・スポーツ庁は、「第3期スポーツ基本計画中間報告」（令和3年12月20日）において、すべての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現する体育の授業改善を提唱し、「一般学級に在籍する体育の授業の参加を希望する障害のある子どもの体育見学ゼロ」を目指しています。教育委員会ではこの取組を推進していきます。
- ・東京オリンピック・パラリンピック競技大会を終え、スポーツレガシーの継承・発展を検討するというこの機会を生かして、地域が子どもや成人の健康・体力づくりに理解を深めていくことや、スポーツの高潔性・健全性が確保されることに関する発信が必要だと考えます。
- ・昨年末に公表された「令和3年度 全国体力・運動能力調査、運動習慣等調査」の結果では、コロナ禍において小・中学生とも全国的に体力が低下しましたが、本市の児童生徒の運動に対する意識は全国平均を上回りました。これは、1校1実践運動などの学校における取組の成果であったと考えます。
今後、教育委員会では、体力向上だけではなく、生涯百年時代を見据えた体づくりや、主体的な生活習慣の改善、スポーツを「する」だけではなく「見る」「支える」「知る」の視点でスポーツに関わることなどを大切にしていきます。同様の方向で計画を策定されることをお願いしたいと考えています。

担当：教育委員会事務局 教育課程推進室

濱田、宮下

TEL：671-3732

市ス第1484号
令和4年1月26日

横浜市教育委員会

横浜市長

「第3期横浜市スポーツ推進計画」の策定に関する
横浜市教育委員会の意見について

スポーツ基本法第10条第2項の規定に基づき、「第3期横浜市スポーツ推進計画」の策定について、横浜市教育委員会の意見を求める。

【教育委員会提出資料】

- ・資料 「第3期横浜市スポーツ推進計画」の策定について
- ・別紙1 第3期スポーツ基本計画（国）中間報告案（概要）について
- ・別紙2 第3期横浜市スポーツ推進計画素案 概要版

担当：市民局 スポーツ振興課
石井、呉
TEL 671-3583

「第3期横浜市スポーツ推進計画」の策定について

1 横浜市スポーツ推進計画について

(1) 策定にあたって

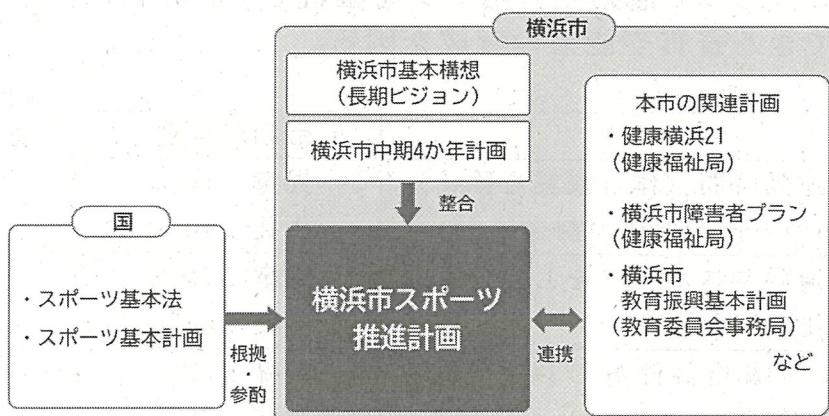
スポーツ基本法第10条では、地方公共団体の長は、国のスポーツ基本計画を参照して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めるものとされ、計画を定め、又は変更するときは、あらかじめ教育委員会の意見を聴かなければならないとされています。

本年度が現行の第2期計画の最終年度となるため、令和4年度からの第3期計画を策定します。

(2) 計画の位置づけ

次期横浜市中期計画と整合性を取りながら、市の健康増進分野、障害福祉分野、教育分野などの関連計画と連携します。なお、国のスポーツ基本計画についても、今年度が最終年度となり、令和4年度からの次期計画を策定中です。

計画の位置づけ（イメージ図）



（参考）スポーツ基本法 第10条

第10条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十四条の二第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長は、スポーツ基本計画を参照して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするとときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

(3) 計画期間

令和4年度から令和8年度までの5年間

2 第3期スポーツ基本計画（国）について

別紙1「第3期スポーツ基本計画中間報告案（概要）について」参照

(1) 学校や地域における子供・若者のスポーツ機会の充実と体力の向上

ア 運動部活動改革の推進と地域における子供・若者のスポーツ機会の充実

[今後の施策目標]

中学生等の青少年にとってふさわしいスポーツ環境の実現を目指しますは休日の部活動の運営主体の学校から地域への移行の着実な実施とともに、地域において子供のニーズに応じた多種多様なスポーツを安心安全に実施できる環境を新たに構築するため、「運動部活動の地域移行に関する検討会議」で提言された改革の方向性・方策に基づき、運動部活動改革を着実に推進する。

イ 子供・若者の日常的な運動習慣の確立と体力の向上

[今後の施策目標]

体育の授業等を通じて、運動好きな子供や日常から運動に親しむ子供を増加させ、生涯にわたって運動やスポーツを継続し、心身共に健康で幸福な生活を営むことができる資質や能力の育成を図る。

	令和元年度	新たな目標値
◎1週間の総運動時間（体育授業を除く）が60分未満の児童・生徒の割合	児童：10%	5%以下
	生徒：14%	7%以下
◎卒業後にも運動やスポーツをしたいと思う児童・生徒の割合	児童：74%	90%以上
	生徒：65%	80%以上
◎新体力テストの総合評価がC以上である児童・生徒の割合	児童：73%	80%以上
	生徒：79%	85%以上
◎体育授業への参加を希望する障害のある児童・生徒の見学ゼロを目指した学習プログラムの開発	—	—

(2) 女性、障害者、働く世代・子育て世代のスポーツ実施率の向上

[今後の施策目標]

障害者スポーツの実施環境を整備するとともに、一般社会に対する障害者スポーツの理解啓発に取り組むことにより、学校体育等以外について、障害者の週1回以上のスポーツ実施率を40%程度（若年層（7～19歳）は50%程度）、障害者の年1回以上のスポーツ実施率を60%程度（若年層（7～19歳）は65%程度）とすることを目指す。

3 素案について

別紙2「第3期横浜市スポーツ推進計画(素案)概要版」参照

【児童・生徒に関わる取組】

(1) 指標と目標

指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
多様な人と関わり、運動・スポーツを楽しみたいと思う子どもの割合	—	70%以上
子どもの週3回以上（授業以外）のスポーツ実施率	43.4%	50%以上

(2) 推進に向けた取組

取組4 児童生徒がスポーツを楽しむ機会・場の充実

地域スポーツ・レクリエーション人材養成講座終了者などを学校や地域にスポーツ指導者として派遣し、スポーツ教室の事業等を行うことで、運動やスポーツに多様に関わる機会を確保します。

部活動指導員の配置は、部活動の充実と教員の負担軽減の双方の面で効果が期待されており、引き続き取組を進めます。また、令和3年度からは休日の運動部活動の地域移行の実践研究が行われており、本市においても、地域移行の可能性も含めて検討するなど、部活動を持続可能なものとするための取組を進めます。

小学校及び中学校の学校施設においては、児童・生徒の安全・安心なスポーツ環境を維持するため、計画的かつ効果的な施設の保全や空調設備の整備を進めます。

取組7 学校体育施設を活用した地域スポーツの場の確保と支援

学校体育施設（校庭・体育館等）を活用し、地域のスポーツ振興のため、総合型地域スポーツクラブや学校開放事業の運営主体である文化・スポーツクラブが子どもや地域住民を対象に実施するスポーツ教室等のプログラムに対し、支援を行います。

また、スポーツを行う場を確保するため、学校施設に夜間照明をモデル事業として設置します。

取組9 食育の推進

健康な生活を送り、スポーツを活発に行うために、トップスポーツチームを含むスポーツ団体、教育委員会や食育関係団体と連携・協力しながら、子どもや保護者及び指導者等に食育の普及啓発を行います。

取組 10 障害のある子どもがスポーツを楽しむ機会・場の充実

市内の地域療育センターや特別支援学校と連携し、乳幼児期から学齢期まで切れ目なく障害のある子どもがスポーツを楽しむ機会を提供します。

また、トップアスリートやプロスポーツチームとの交流やイベント等を通じて、障害のある子どもが幼児期から運動に親しめる環境を整備します。

取組 12 障害者理解を定着するためのインクルーシブスポーツ等の推進

障害者と健常者がともに楽しむことができるスポーツイベント・大会の開催や、その支援を行うとともに、市スポーツ協会と社会福祉法人横浜リハビリテーション事業団（ラポール）との連携協定に基づき、障害者団体、競技団体、地域団体が連携しながら、各区のスポーツセンター等、地域で誰もが楽しめるインクルーシブスポーツを推進します。

また、パラリンピアンによる学校訪問や普及啓発イベントの開催、障害者スポーツ体験会等を継続します。

取組 18 トップスポーツチーム等と連携したスポーツの魅力発信

横浜スポーツパートナーズに参画しているトップスポーツチームと連携・協働することで、市内の会場で直接トップスポーツの試合を観戦する機会を充実します。

また、子どもたちをはじめ、多くの市民がトップアスリートと交流する機会を創出し、トップレベルに至るまでの経験談を聞いたり、一流の技術を目にしたりすることで、スポーツの魅力をより深く感じ、スポーツへの興味・関心を高めることにつなげます。

4 添付資料

- | | |
|---------|-----------------------------|
| (1) 別紙1 | 第3期スポーツ基本計画（国）中間報告案（概要）について |
| (2) 別紙2 | 第3期横浜市スポーツ推進計画素案 概要版 |

第3期スポーツ基本計画中間報告案（概要）について

別紙1

[第2期計画期間中の総括]

① 新型コロナウイルス感染症：

- ▶ 感染拡大により、スポーツ活動が制限

② 東京オリンピック・パラリンピック競技大会：

- ▶ 1年延期後、原則無観客の中で開催

③ その他社会状況の変化：

- ▶ 人口減少・高齢化の進行
- ▶ 地域間格差の広がり
- ▶ DXなど急速な技術革新
- ▶ ライフスタイルの変化
- ▶ 持続可能な社会や共生社会への移行



こうした出来事等を通じて、改めて確認された

- ・「楽しさ」「喜び」「自発性」に基づき行われる『スポーツそのものが有する価値』（Well-being）
- ・スポーツを通じた地域活性化、健康増進による健康長寿社会の実現、経済発展、国際理解の促進など『スポーツが社会活性化等に寄与する価値』

を更に高めるべく、第3期計画では次に掲げる施策を展開

1. 東京オリ・パラ大会のスポーツ・レガシーの継承・発展に資する重点施策



持続可能な国際競技力の向上

- 東京大会の成果を一過性のものとせず、持続可能な国際競技力を向上させるため、
 - ・NFの強化戦略プランの実効化を支援
 - ・アスリート育成パスウェイを構築
 - ・スポーツ医・科学、情報等による支援を充実
 - ・地域の競技力向上を支える体制を構築



大規模大会の運営ノウハウの継承

- 新型コロナウイルス感染症の影響下という困難な状況の下で、東京大会を実施したノウハウを、今後の大規模な国際競技大会の開催運営に継承・活用



共生社会の実現や多様な主体によるスポーツ参画の促進

- 東京大会による共生社会への理解・関心の高まりと、スポーツの機運向上を契機としたスポーツ参画を促進
- オリパラ教育の知見を活かしたアスリートとの交流活動等を推進



地方創生・まちづくり

- 東京大会による地域住民等のスポーツへの関心の高まりを地方創生・まちづくりの取組に活かし、将来にわたって継続・定着
- 国立競技場等スポーツ施設における地域のまちづくりと調和した取組を推進



スポーツを通じた国際交流・貢献

- 東京大会に向けて、世界中の人々にスポーツの価値を届けたスポーツ・フォー・トゥモロー（SFT）事業で培われた官民ネットワークを活用し、更なる国際協力を展開、スポーツSDGsにも貢献（ドーピング防止活動に係る人材・ネットワークの活用等）



スポーツに関わる者の心身の安全・安心確保

- 東京大会でも課題となったアスリート等の心身の安全・安心を脅かす事態に対応するため、
 - ・誹謗中傷や性的ハラスメントの防止
 - ・熱中症対策の徹底など安全・安心の確保
 - ・暴力根絶に向けた相談窓口の一層の周知・活用

2. スポーツの価値を高めるための第3期計画の新たな「3つの視点」を支える施策

スポーツを「つくる／はぐくむ」

社会の変化や状況に応じて、既存の仕組みにとらわれず柔軟に見直し、最適な手法・ルールを考えて作り出す。

- ◆ 柔軟・適切な手法や仕組みの導入等を通して、多様な主体が参加できるスポーツの機会創出
- ◆ スポーツに取り組む者の自主性・自律性を促す指導ができる質の高いスポーツ指導者の育成
- ◆ デジタル技術を活用した新たなスポーツ機会や、新たなビジネスモデルの創出などDXを推進

スポーツで「あつまり、ともに、つながる」

様々な立場・背景・特性を有した人・組織があつまり、ともに課題に対応し、つながりを感じてスポーツを行う。

- ◆ 施設・設備整備、プログラム提供、啓発活動により誰もが一緒にスポーツの価値を享受できる、スポーツを通じた共生社会の実現
- ◆ スポーツ団体のガバナンス・経営力強化、関係団体等の連携・協力による我が国のスポーツ体制の強化
- ◆ スポーツ分野における政府間国際協力等の推進

スポーツに「誰もがアクセスできる」

性別や年齢、障害、経済・地域事情等の違い等によって、スポーツの取組に差が生じない社会を実現し、機運を醸成。

- ◆ 住民誰もが気軽にスポーツに親しめる「場づくり」等の機会の提供
- ◆ 居住地或いはかわらず、全国のアスリートがスポーツ医・科学等の支援を受けられるよう地域機関の連携強化
- ◆ 本人が望まない理由でスポーツを途中で諦めることがない継続的なアクセスの確保

3. 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む12の施策

① 多様な主体におけるスポーツの機会創出

地域や学校における子供・若者のスポーツ機会の充実と体力向上、体育の授業の充実、運動部活動改革の推進、女性・障害者・働く世代・子育て世代のスポーツ実施率の向上 等

④ スポーツの国際交流・国際貢献

国際スポーツ界への意思決定への参画支援、スポーツ産業の国際展開を促進するプラットフォームの検討 等

⑦ スポーツによる地方創生、まちづくり

武道やアウトドアスポーツ等のスポーツソーリズムの更なる推進など、スポーツによる地方創生、まちづくりの創出の全国での加速化 等

⑩ スポーツ推進のためのハード、ソフト、人材

民間・大学も含めた地域スポーツ施設の有効活用の促進、地域スポーツコミッショングなど地域連携組織の活用、全NDFでの人材育成及び活用に関する計画策定を促進、女性エリートコーチの育成・配置 等

② スポーツ界におけるDXの推進

先進技術を活用したスポーツ実施のあり方の拡大、デジタル技術を活用した新たなビジネスモデルの創出 等

⑤ スポーツによる健康増進

健康増進に資するスポーツに関する研究の充実・調査研究成果の利用促進、医療・介護や企業・保険者との連携強化 等

⑧ スポーツを通じた共生社会の実現

障害者や女性のスポーツの実施環境の整備、国内外のスポーツ団体の女性役員候補者の登用・育成の支援、意識啓発・情報発信 等

⑪ スポーツを実施する者の安全・安心の確保

暴力や不適切な指導等の根絶に向けた指導者養成・研修の実施、スポーツ安全に係る情報発信・安全対策の促進 等

③ 国際競技力の向上

中長期の強化戦略に基づく競技力向上支援システムの確立、地域における競技力向上を支える体制の構築、国・JSPD・地方公共団体が一体となった国民体育大会の開催 等

⑥ スポーツの成長産業化

スタジアム・アリーナ整備の着実な推進、スポーツ経営人材育成やスポーツ団体の経営力強化等への支援 等

⑨ スポーツ団体のガバナンス改革・経営力強化

ガバナンス・コンプライアンスに関する研修等の実施、スポーツ団体の戦略的経営を行う人材の雇用創出を支援 等

⑫ スポーツ・インテグリティの確保

スポーツ団体へのガバナンスコードの普及促進、スポーツ仲裁・調停制度の理解啓発等の推進、教育研修や研究活動等を通じたドーピング防止活動の展開 等

『感動していただけるスポーツ界』の実現に向けた目標設定

全ての人が自発的にスポーツに取り組むことで自己実現を図り、スポーツの力で、前向きで活力ある社会と、絆の強い社会を目指す

! 国民のスポーツ実施率を向上

- ✓ 成人の週1回以上のスポーツ実施率を70%（障害者は40%）
- ✓ 1年に一度以上スポーツを実施する成人的割合を100%に近づける（障害者は60%を目指す）

! オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会で、過去最高水準の金メダル数、総メダル数、入賞者数、メダル獲得競技数等の実現

! 生涯にわたって運動・スポーツを継続したい子供の増加

（児童74%⇒90%、生徒65%⇒80%）

! 子供の体力の向上

（新体力テストの総合評価C以上の児童73%⇒80%、生徒79%⇒85%）

! スポーツを通じて活力ある社会を実現

- ✓ スポーツ市場規模15兆円の達成（2025年まで）
- ✓ スポーツ・健康まちづくりに取り組む地方公共団体の割合15.6%⇒40%

! 誰もがスポーツに参画でき、共に活動できる社会を実現

- ✓ 体育授業への参加を希望する障害のある児童生徒の見学ゼロを目指した学習プログラム開発
- ✓ スポーツ団体の女性理事の役割を40%

! スポーツを通じて世界とつながる

- ✓ SFT後継事業を通じて世界中のあらゆる人々への裨益を目標に事業を推進
- ✓ 国際競技連盟（IF）等役員数37人規模の維持・拡大

第3期横浜市スポーツ推進計画（素案）

概要版

皆様の御意見をお寄せください。

募集期間：令和4年1月17日（月）～2月15日（火）

※御意見の提出方法については、このリーフレットの折り込みページを御覧ください。

計画策定について

本市では、平成24年度に横浜市スポーツ推進計画（第1期計画）を、平成29年度に中間見直し計画（第2期計画）を策定し、スポーツ施策を推進してきました。第2期計画が令和3年度に満了になるため、スポーツを取り巻く現状と課題を整理し、課題解決に寄与するスポーツ施策を推進するとともに、スポーツ都市横浜の実現を目指して、「第3期横浜市スポーツ推進計画」を策定します。

計画策定にあたっては、「スポーツ基本法」に基づき、国の「第3期スポーツ基本計画」の目指す方向性や内容の趣旨を参照するとともに、「横浜市基本構想（長期ビジョン）」及び「横浜市中期4か年計画」との整合や、本市の関連計画と連携します。

計画期間

令和4年度から令和8年度まで（5年計画）

第2期計画の達成状況

目標1 子どもの体力向上方策の推進

第2期計画の指標	目標値	達成状況（令和元年度）
横浜市の昭和60年頃の体力水準に回復する	—	一部を除いて未達成

目標2 地域スポーツの振興

第2期計画の指標	目標値	達成状況（令和2年度）
成人の週1回以上のスポーツ実施率	65%程度	64.5%
成人の週3回以上のスポーツ実施率	30%程度	33.5%
スポーツボランティア参加率	10%以上	7.0%

目標3 高齢者・障害者スポーツの推進

第2期計画の指標	目標値	達成状況（令和2年度）
65歳以上の週1回以上のスポーツ実施率	70%程度	80.2%
障害者の週1回以上のスポーツ実施率	40%程度	58.3%

目標4 トップスポーツとの連携・協働の推進

第2期計画の指標	目標値	達成状況（令和2年度）
会場でのトップスポーツ観戦率	50%以上	29.7%



横浜マラソン



ラグビーワールドカップ2019™ファンゾーン



横浜市障害者スポーツ大会
(ハマピック)

スポーツ推進に向けた取組

目標1 スポーツを通じた健康増進

スポーツを通じて、より多くの市民が肉体的な健康だけでなく、精神的な充足感を得、さらに仲間づくりや地域コミュニティの活性化といった社会的に満たされた状態となるよう取組を推進します。

取組1 健康づくりに気軽に取り組む機会の充実

気軽に参加できるウォーキングイベントや、スポーツ・レクリエーションフェスティバル等の活動の充実を図るとともに、市民の健康づくりを後押しする取組を進めます。

「よこはまウォーキングポイント事業」などを活用し、企業等と連携して事業の充実を図ります。

取組2 日頃の成果を発揮するスポーツイベントの充実

市スポーツ協会等と連携し、市民参加型スポーツイベントを充実させるとともに、初めて参加する人でも安心して楽しむことができる環境を整えます。

取組3 働く世代と子育て世代の親と子が楽しめるスポーツの充実

働く世代のうち、特にスポーツ実施率の低い30~40代を対象に、企業で参加できるスポーツイベントの機会を提供します。

子育て世代の親と子を対象とした、各種運動プログラムの提供、保育所、幼稚園、地域子育て支援拠点等にスポーツ指導者等の派遣を行います。

さらに、子どもがいても親自身がスポーツを楽しめる環境を充実させます。

取組4 児童生徒がスポーツを楽しむ機会・場の充実

学校や地域にスポーツ指導者を派遣し、スポーツ教室の事業等を行います。

部活動指導員の配置は引き続き進め、地域移行の可能性も含めて検討するなど、部活動を持続可能なものとするための取組を進めます。

小学校及び中学校の学校施設においては、計画的かつ効果的な施設の保全や空調設備の整備を進めます。



キッズトライアスロン教室

目標2 スポーツを通じた共生社会の実現

イベントや施設など全ての場で、性別、年齢、障害の有無、国籍などに関わらず、誰もがスポーツに親しめる取組を推進します。

取組5 高齢者向けスポーツの充実

個々の健康状態、関心に応じて参加できる健康・体力づくり、フレイル予防、仲間づくりなどにつながるスポーツ教室などの通いの場等の充実と、参加しやすい仕組みづくりを行います。

毎年各県で開催される「全国健康福祉祭(愛称:ねんりんピック)」に参加します。

取組6 スポーツに取り組むための身近な場の確保と充実

市民が身近な場でスポーツに取り組めるように、未利用地や米軍施設跡地などの活用、既存施設の統廃合や多目的化、民間企業との連携、市内大学施設の活用を進め、スポーツができる場の確保・充実を図ります。

健康増進や外出意欲の向上につながるような魅力的な歩行空間の整備や自転車通行空間の整備を進め、取組や場所を周知します。

取組7 学校体育施設を活用した地域スポーツの場の確保と支援

学校体育施設(校庭・体育館等)を活用し、総合型地域スポーツクラブや文化・スポーツクラブが子どもや地域住民を対象に実施するスポーツ教室等のプログラムに対し、支援を行います。

学校施設に夜間照明をモデル事業として設置します。

取組8 横浜市スポーツ医科学センター等との連携・活用

横浜市スポーツ医科学センター及び市内のスポーツ・医科学系の大学等の知見を活用し、スポーツ医学のエビデンスに基づいた市民の健康づくりを推進します。

トップスポーツチームに対しては、メディカルサポートなどを実施しており、引き続き、様々な形での連携を進めています。

取組9 食育の推進

トップスポーツチームを含むスポーツ団体、教育委員会や食育関係団体と連携・協力しながら、子どもや保護者及び指導者等に食育の普及啓発を行います。

取組10 障害のある子どもがスポーツを楽しむ機会・場の充実

市内の地域療育センターや特別支援学校と連携し、乳幼児期から学齢期まで切れ目なく障害のある子どもがスポーツを楽しむ機会を提供します。

トップアスリートやプロスポーツチームとの交流やイベント等を通じて、障害のある子どもが幼児期から運動に親しめる環境を整備します。

取組11 障害者向けスポーツの推進

障害のある方が身近な場所でスポーツに取り組める環境を整えていくため、これまで構築してきたネットワークや、東京2020パートナー企業が有するノウハウなどを活用しながら、より一層連携していきます。

各区のスポーツセンター等で障害者スポーツ指導員の配置や、障害者スポーツの用具の充実・貸出等を進めています。

アスリート発掘・育成・強化については、市スポーツ協会の加盟競技団体等と連携し、取り組んでいます。

取組12 障害者理解を深めるためのインクルーシブスポーツ等の推進

障害者と健常者がともに楽しむことができるスポーツイベント・大会の開催や、その支援を行うとともに、地域で誰もが楽しめるインクルーシブスポーツを推進します。

パラリンピアンによる学校訪問や普及啓発イベントの開催、障害者スポーツ体験会等を継続します。

取組13 地域スポーツ指導者の養成・活用

「横浜市スポーツ・レクリエーション人材養成講座」の実施や、地域のスポーツ指導者に対して、指導内容や方法などの研修を充実させます。

障害者スポーツ指導員養成研修会の開催や、市スポーツ協会や障がい者スポーツ指導者協議会(通称:パセル)等と連携し、インクルーシブなスポーツの体験会などを進めています。

取組16 スポーツ推進委員やスポーツ支援団体との連携・協働の推進

スポーツ施設の職員や、スポーツ推進委員、スポーツボランティア、競技団体、地域団体、企業等に障害者スポーツ等に関する研修などへの参加を促し、障害等について理解し、インクルーシブスポーツを推進できる人材を育成していきます。

また、スポーツ関係団体における女性参画に努めます。

取組17 多様な主体が利用しやすいスポーツの場の充実

多様な主体が利用しやすいスポーツの場を充実させるため、託児サービスの活用やバリアフリー化、ユニバーサルデザインの推進、多言語化・やさしい日本語への対応など、受け取りやすい情報提供の工夫を検討・強化します。

目標3 スポーツによる賑わいづくり

人口減少・少子高齢化の進行する中、スポーツイベント等の開催により交流人口を増やし、観光など市内の回遊性を高めることで地域産業を活性化します。

取組18 トップスポーツチーム等と連携したスポーツの魅力発信

横浜スポーツパートナーズに参画しているトップスポーツチームと連携・協働することで、市内の会場で直接トップスポーツの試合を観戦する機会を充実します。

多くの市民がトップアスリートと交流する機会を創出し、一流の技術を目指すことで、スポーツへの興味・関心を高めることができます。

取組22 横浜マラソン・ワールドトライアスロンシリーズ横浜大会の実施

横浜マラソンを含め、プレイベントや横浜マラソンチャレンジ枠等、様々な関連イベントを実施します。

「ワールドトライアスロン・パラトライアスロンシリーズ横浜大会」を引き続き開催します。

取組23 スポーツツーリズムの推進

本市ならではのトップスポーツ環境や横浜武道館、観光資源などを組み合わせたスポーツツーリズムを推進します。

取組24 スポーツ情報等の充実

スポーツイベントの開催情報や、スポーツ指導者、スポーツ施設の利用に関する情報を等を、本市のホームページや広報紙、スポーツ情報サイト「ハマスポ」、SNS等、多様なメディアを連動させ提供します。

取組20 大規模スポーツイベントの誘致・開催支援

大規模スポーツイベントを誘致し、市民のスポーツ観戦やボランティア活動に参加する機会を増やします。

スポーツ施設やボランティア等のスポーツの財産、運営知識やパブリックビューイングなどのノウハウを生かし、まちが賑わうスポーツイベントの機会を創出します。

取組25 新たなスポーツとの出会いの創出

アーバンスポーツやオンライン環境、デジタル技術を活用したスポーツの取組を充実させます。

取組26 ウオーカブルなまちづくりによる賑わいの創出

閑内・閑外地区について、居心地が良く歩きたくなる空間を目指し、社会実験の結果を踏まえた道路や公共空間の整備を進めます。また、スポーツイベントと絡めた取組を行い、周知します。



ワールドトライアスロンシリーズ横浜大会
© Satoshi TAKASAKI/JTU

課題

1 市民のスポーツ活動

人生100年時代を迎えようとする中で、健康寿命を延ばし、心身の健康づくりや仲間づくりに寄与する活動としてスポーツが期待されています。また、運動不足を感じている市民は増加傾向にあり、新型コロナウイルス感染症の影響により、健康づくりや身体を動かすことへの重要性がより強く認識されたことで、スポーツへの関心も高まっています。

高まったスポーツへの関心やスポーツ実施率を維持・向上させるため、性別、年齢、障害の有無などに応じた、誰もがスポーツに親しむことができる環境づくりが必要です。また、子どもの、スポーツを好きな意識を育み、体力向上へとつなげる取組が必要です。

2 市のスポーツ環境

スポーツ実施率の更なる向上のため、スポーツ実施の場の確保に向けては、教育機関や民間企業と連携しつつ、新たな施設の整備や既存施設を有効活用していく必要があります。

また、スポーツボランティア参加率については、スポーツボランティアにおける発掘・育成・定着の段階的な取組が必要です。

トップスポーツ観戦率については、市内のトップスポーツチームと更なる連携を図り、トップスポーツチームに対する認知度の向上、愛着の醸成、応援したくなるきっかけづくりを行い、「観る」「魅せる」スポーツを推進することが重要です。

本市には多くの国際スポーツ大会及び国内大規模スポーツ大会の開催実績があります。それらのスポーツの財産やノウハウ等を生かし、今後も大規模スポーツ施設の活用や国際スポーツ大会等を開催することで、市内スポーツイベントの観戦や市内回遊性の向上による賑わいづくりにつなげる必要があります。

計画の目標

目標1 スポーツを通じた健康増進

指標	現状値(令和2年度)	目標値(令和8年度)
成人の週1回以上のスポーツ実施率	64.5%	70%以上
成人の1年に一度以上のスポーツ実施率	83.2%	100%に近づける
多様な人と関わり、運動・スポーツを楽しみたいと思う子どもの割合	—	70%以上
子どもの週3回以上(授業以外)のスポーツ実施率	43.4%	50%以上
働く世代・子育て世代の週1回以上のスポーツ実施率	56.5%	60%以上
障害者の週1回以上のスポーツ実施率	58.3%	65%以上
障害者の1年に一度以上のスポーツ実施率	73.3%	80%以上

目標2 スポーツを通じた共生社会の実現

指標	現状値(令和2年度)	目標値(令和8年度)
障害者の週1回以上のスポーツ実施率【再掲】	58.3%	65%以上
障害者の1年に一度以上のスポーツ実施率【再掲】	73.3%	80%以上
多様な人と関わり、運動・スポーツを楽しみたいと思う子どもの割合【再掲】	—	70%以上
子どもの週3回以上(授業以外)のスポーツ実施率【再掲】	43.4%	50%以上
働く世代・子育て世代の週1回以上のスポーツ実施率【再掲】	56.5%	60%以上
スポーツボランティア参加率	7.0%	10%以上

目標3 スポーツによる賑わいづくり

指標	現状値(令和2年度)	目標値(令和8年度)
市内でのスポーツイベント直接観戦率	(参考) 29.7%	30%以上
横浜市はスポーツが盛んであると思う人の割合	—	70%以上

※「市内でのスポーツイベント直接観戦率」の現状値は、市外を含む会場でのトップスポーツ観戦率を参考として掲載

教委第48号議案

横浜市奨学条例施行規則の一部改正について

横浜市奨学条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年2月4日提出

教育長 鯉渕 信也

提案理由

横浜市高等学校奨学生の募集に当たり、出願書類の記載の簡明化と奨学金支給事務の効率化を図るべく、様式中の記入事項を整理するとともに、本事務が教育長への委任事務であること等を踏まえ、規定を整理するため、横浜市奨学条例施行規則の一部を改正したいので提案する。

横浜市奨学条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する

令和 年 月 日

横浜市教育委員会

教育長

横浜市教育委員会規則第 号

横浜市奨学条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市奨学条例施行規則（昭和41年11月横浜市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「、すみやかに教育委員会（以下「委員会」という。）に提出し」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 条例第6条第2項の規定による決定通知は、奨学生証書（第4号様式）によるものとする。

第3条第3項中「委員会」を「教育長」に改める。

第4条第2項及び第3項を削る。

第1号様式、第2号様式、第4号様式及び第5号様式を次のように改める。

※担当記入欄

第1号様式（第2条第1項）

奨学生願書

本人	フリガナ					生年月日 (年齢)	年月日			
	氏名						歳			
	現住所	〒	-							
	在学 学校名等 (いずれかに☑一)	()立				高等学校	(転)入学	年月		
	<input type="checkbox"/> 全日制	<input type="checkbox"/> 定時制	<input type="checkbox"/> 通信制	()年	卒業予定	年月				
保護者	氏名					本人との 続柄(間柄)	申請する年の 4月30日時点で 保護者が横浜市 内に居住してい ること			
	現住所	〒	横浜市 区 (連絡先TEL) - - - - -							
生計を同 じくする 家族	本人 との 続柄	氏名	年齢	未就学児を除く全ての方について、 AとBのいずれかに記入が必要です。				保護者 手帳を 交付さ れる方	本欄には何も 記入しないで ください。	
				A	B (1)・(2)のいずれかに記入	(1)	(2)本年度に学生 1☑及び記入			
	本人			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 国公立				総
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 国公立				ひ
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 国公立				生
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 国公立				施
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 国公立				障
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 国公立				成
奨学生を 必要とする理由 (記入必須)										
横浜市教育委員会教育長 横浜市奨学生として奨学生の支給を受けたいので願い出ます。										
年月日 本人(自署)										
保護者(自署)										

校種 1:小学校 2:中学校 3:高等学校 4:高等専門学校 5:専修学校(高等課程) 6:専修学校(専門課程)

7:短期大学 8:大学 9:大学院

◎科目履修生・聴講生・研究生、専修学校(一般課程)、各種学校(予備校・職業訓練校・農業大学校等)は除きます

(A4)

第2号様式（第2条第1項）

推 薦 調 書			
氏名	学業成績 (5段階で記入のこと)		
在学 学校名	立 高等學校	教科・科目	年
課程・学年	制 年		
推 薦 所 見 (学業・人物・経済状況等)			
評定・平均			
上記の者は、横浜市奨学条例第2条に該当するものと認め、推薦します。			
年 月 日			
(あて先)			
横浜市教育委員会教育長			
学校名			
学校長名			
印			
連絡先	番号: 住所: 電話番号: 担当者: (記入者名) (奨学金担当者名)		

この書類は、高等学校で作成してください。

(A4)

第4号様式（第3条第2項）

奨学生証書

教学第 号
年 月 日

選定番号

氏名

様

横浜市教育委員会教育長

あなたを横浜市奨学生とし、次のとおり奨学金を支給します。

学校名 (課程・学年)	高等学校 制 年
支給金額	月額 円 年額 円
期間	年 月から 年 月まで

(A4)

第5号様式（第3条第3項）

誓 約 書

横浜市奨学条例により奨学金（月額　　円）を受けることについては条例その他の規程に違反しないことを誓約します。

年　　月　　日

（提出先）

横浜市教育委員会教育長

奨学生　　立　　高等学校
　　制　年　選定番号 第　　号
住 所 _____
(自署) 氏 名 _____

保護者（又は扶養者）

住 所 _____
(自署) 氏 名 _____

(A4)

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

横浜市奨学条例施行規則の一部改正について

1 改正の趣旨

本市では、横浜市奨学条例（以下「条例」という。）及び横浜市奨学条例施行規則（以下「規則」という。）の定めるところにより、経済的理由により修学困難な高等学校の生徒に対し月額5千円の返還不要の奨学生を支給しています。このたび、出願書類の記載の簡明化と奨学生支給事務の効率化を図るべく、様式中の記入事項を整理するとともに、本事務が教育長への委任事務であること等を踏まえ、規定を整理するため、規則を改正します。

2 改正の概要

(1) 様式の変更

奨学生願書（第1号様式）、推薦調書（第2号様式）、奨学生証書（第4号様式）、誓約書（第5号様式）を改正します。改正の概要は次のとおりです。

ア 奨学生願書（第1号様式）

本人性別欄・保護者年齢欄・保護者職業欄・生計を同じくする家族の収入の種類欄の削除、生計を同じくする家族の昨年度就学欄・校種欄・自宅外通学欄・障害者手帳添付欄の追加

イ 推薦調書（第2号様式）

前々年度の学業成績欄の削除

ウ 奨学生証書（第4号様式）

文書の発送者の変更

エ 誓約書（第5号様式）

提出先の変更

オ その他

記入方法・レイアウト・軽微な文言の変更

(2) 規定の整理

ア 規則第3条第1項に規定される選考調書の教育委員会への提出に関する部分を削除します。

イ 規則第3条第2項に規定される奨学生証書が条例第6条第2項に規定する決定通知であることを明確化します。

ウ 規則第3条第3項に規定される誓約書の提出先を教育委員会から教育長に改正します。

エ 規則第4条第2項及び第3項を削除します。

3 意見公募の実施状況について

同規則の改正について意見公募を実施しました。

(1) 意見提出期間

令和3年12月10日から令和4年1月11日まで

(2) 提出意見数

なし

(3) 意見公募結果の公示

令和4年3月25日（予定）

4 施行予定日

令和4年4月1日

横浜市奨学条例施行規則 新旧対照表（抜粋）

現 行	改正案
<p>(選考及び決定)</p> <p>第3条 教育長は、奨学生を志願した者について選考調書を作成し、<u>すみやかに教育委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。</u></p>	<p>(選考及び決定)</p> <p>第3条 教育長は、奨学生を志願した者について選考調書を作成しなければならない。</p>
<p>2 条例第6条第1項の決定を行なった場合、委員会は奨学生証書（第4号様式）を本人に交付する。</p>	<p>2 条例第6条第2項の規定による決定通知は、<u>奨学生証書（第4号様式）によるものとする。</u></p>
<p>3 前項の奨学生証書を受けた者は、その日から10日以内に、保護者連署の上誓約書（第5号様式）を<u>委員会</u>に提出しなければならない。</p>	<p>3 前項の奨学生証書を受けた者は、その日から10日以内に、保護者連署の上誓約書（第5号様式）を<u>教育長</u>に提出しなければならない。</p>
<p>(条例第9条及び第10条の事由発生の届出)</p> <p>第4条</p> <p>(第1項 省略)</p> <p>2 <u>教育長は、前項の届出に基づき奨学金の休止、停止または減額を行なうことができる。</u></p> <p>3 <u>教育長は、前項の規定により奨学金の休止、停止または減額を行なったときは、委員会に報告しなければならない。</u></p>	<p>(条例第9条及び第10条の事由発生の届出)</p> <p>第4条</p> <p>(第1項 省略)</p> <p>(第2項及び第3項 削除)</p> <p style="text-align: right;">附 則 この規則は、令和4年4月1日から施行する。</p>

第4号様式	現 行	改 章																	
<p style="text-align: center;">横浜市教育委員会 印</p> <p style="text-align: center;">第4号様式(第3条第2項)</p> <p style="text-align: center;">第4号様式(第3条第2項)</p> <p style="text-align: center;">横浜市学生証書</p> <p style="text-align: center;">横浜市教育委員会 指令第 号</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">選定番号 </p> <p style="text-align: center;">選定番号 </p> <p style="text-align: center;">氏名 様</p> <p style="text-align: center;">住所 氏名</p> <p style="text-align: center;">横浜市教育委員会 教育長 印</p> <p style="text-align: center;">あなたを横浜市奨学生とし、次のとおり奨学金を支給します。</p> <table border="1" style="width: 100px; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">(課程・学年)</th> <th colspan="2">学校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学 校 名</td> <td>月額</td> <td>年額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>支 給 金 額</td> <td>年額</td> <td>月額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>例</td> <td>年 月から 年 月まで</td> <td>年 月から 年 月まで</td> <td>年 月から 年 月まで</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(A4)</p>				(課程・学年)		学校		学 校 名	月額	年額	円	支 給 金 額	年額	月額	円	例	年 月から 年 月まで	年 月から 年 月まで	年 月から 年 月まで
(課程・学年)		学校																	
学 校 名	月額	年額	円																
支 給 金 額	年額	月額	円																
例	年 月から 年 月まで	年 月から 年 月まで	年 月から 年 月まで																

現 行

第5号様式

第5号様式(第3条第3項)

誓 約

(欄名・学年)

学校

氏名

通学路 第 分

横浜市奨学生条例により奨学生金(月額 円)を受けることには条例その他の規程に違反しないことを誓約します。

横浜市奨学生条例により奨学生金(月額 円)を受けることには条例その他の規程に違反しないことを誓約します。

年 月 日

(提出先)
横浜市教育委員会教育長

被学生 立 高等学校
年 月 日 選定番号 第 号
住 所 _____
(自署) 氏 名 _____

保護者(又は扶養者)
本 人 住 所 _____
氏 名 _____
保護者(又は扶養者)
住 所 _____
氏 名 _____

(A4)

(A4)